

公共事業合衆国

令和8年度予算概算決定額 27,950百万円（前年度 24,798百万円）
〔令和7年度補正予算額 7,527百万円〕

＜対策のポイント＞

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。

△ 鹽田菜場 ▽

- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和11年度まで〕）
- 防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合（9割以上〔令和11年度まで〕）

△ 臨 江 王 孫 趙

1. 農業用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

2. 農業用排水施設の豪雨災害対策

豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。

3. 農業用排水施設の耐震化対策

大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用排水施設の耐震化対策（耐震化と一体不可分な範囲で行う補修又は更新を含む）を推進します。

4. 防災重点農業用ため池の防災工事 [令和12年度まで]

ため池工事特措法の期間内における防災重点農業用ため池の防災
工事を加速化するため、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用
ため池の豪雨災害対策、耐震化対策及び劣化対策を行います。
(国営土地改良事業と一体的に行うメニューを新たに追加します。)

【实施要件】

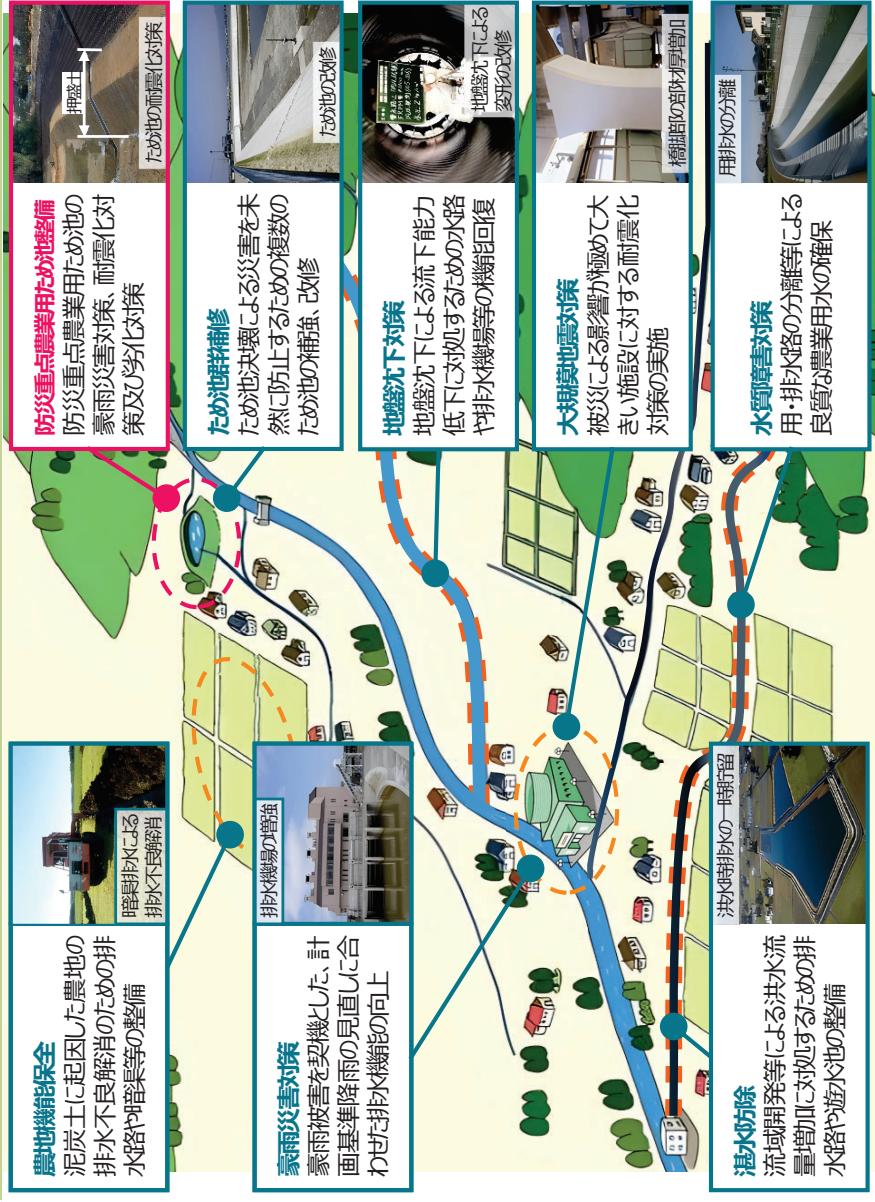
- 1～3の事業 受益面積3,000ha以上、
末端支配面積300ha（畑については100ha）以上
受益面積300ha以上、貯水容量5,000m³/か所以上等
- 4の事業

事業実施主体

※下線部は拡充事項

国(国費率：農林水産省2/3、北海道75%等)

業事



※赤松部は拡充事項関係

国営総合農地防災事業（拡充）

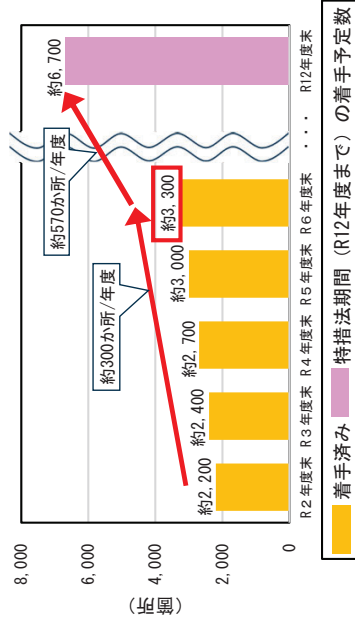
～「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」の創設によるため池の防災工事の加速化～

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき、防災重点農業用ため池（以下「防重ため池」という。）に係る防災工事を中心かつ計画的に推進しているところ。
- 特措法施行後5年が経過し、防重ため池の防災工事を一層加速化させるため、国営土地改良事業と一体的に行う「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設。

1 背景

- 特措法施行後5年が経過し、一定数の防重ため池は対策が進んでいるものの、防災工事が必要と判明している防重ため池は依然として多数存在し、特措法期間内における防災工事の加速化を図る必要。

＜防災工事の進捗状況（令和7年3月末時点）＞



- また、改正土地改良法（令和7年4月施行）において「水土里ビジョン^{（※）}」の仕組みが設けられ、今後、地域が一体となって保全すべきものとして同ビジョンに農業用ため池も位置付けられることが想定される。
- 国営事業実施中の地区に存在する防重ため池には、国営事業の施設と地域や水系上の関連性があるものとしてビジョンに位置付けられるもの、国営事業の施設に被害を及ぼし得るもの等もあることから、国営事業と一体的に防災工事を進め、国営事業の効果発現に万全を期すとともに、都道府県主体の防災工事の推進を補完することが必要。

（※）「連携管理保全計画」（通称「水土里ビジョン」）：土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の地域の農業水利施設等の保全体制を構築する仕組み

2 拡充内容（「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」の創設）

国営事業を実施又は予定している地区内に位置する防重ため池について、当該国営事業と一体的に当該ため池の防災工事を実施する「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設し、当該国営事業により整備される農用地及び農業用施設の災害を防止。

＜実施要件＞

国営事業を実施又は予定している地区内に位置する防重

点農業用ため池であって、次のア～エをすべて満たすこと

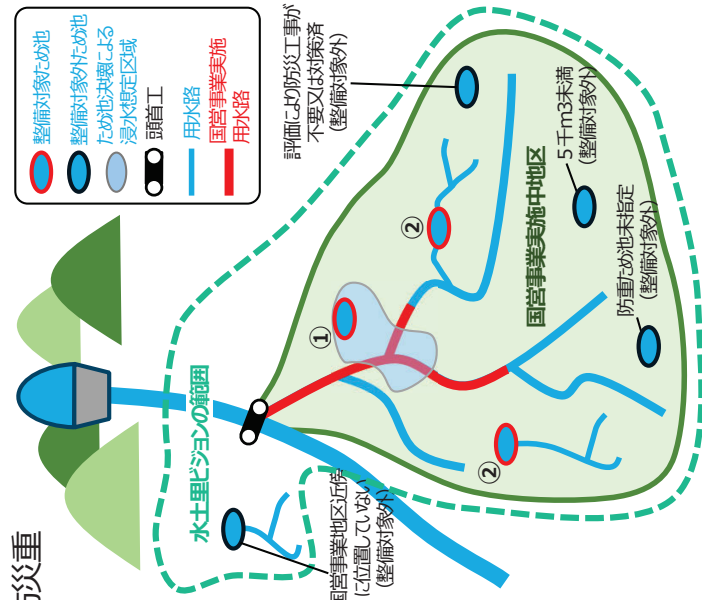
- ア 貯水容量が5千m³以上であること
- イ 防災工事を緊急的に実施する必要があること※1
- ウ 国営造成施設等とともに水土里ビジョンに位置付けられること
- エ 当該ため池が当該国営事業と一体的に防災工事を行う必要があること※2

※1 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの

※2 当該国営事業と一体的に防災工事を行う必要があるとは、以下のいずれかに該当すること

- ① 決壊等が生じた場合、当該国営事業地区内の国営造成施設等に被害を及ぼすおそれがあること
- ② 当該国営事業の用水計画に水原として見込まれる、又は、受益地内に補給水を供給しており、その機能を安定的に発揮するために保全する必要があること

＜事業イメージ＞



実施
根拠

土地改良法
第87条の4
(急施の防災事業)

国費率

受益面積300ha以上：2/3
受益面積300ha未満：55%

事業
実施
期間

令和8年度～
令和12年度事業着手まで
(特措法期間内)

防災情報ネットワーク事業<公共>

令和8年度予算概算決定額 1,169百万円（前年度 1,169百万円）
〔令和7年度補正予算額 678百万円〕

※この他にデジタル庁計上の非公共予算（令和8年度予算概算決定額13,551百万円の内数、令和7年度補正予算額5,475百万円の内数）がある

<対策のポイント>

迅速かつ的確な防災情報の収集、災害対応等を行うため、国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備とため池防災支援システムの保守運用を行うとともに、非常時対策として必要な災害応急用ポンプ等の整備等を行います。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備等
国営造成土地改良施設の観測情報、気象情報等の防災情報の迅速な収集、伝達、蓄積及び分析整理を行うために必要な防災情報ネットワーク設備の整備、保守運用を行います。

2. ため池防災支援システムの保守運用
国、県、市町村、ため池管理者等の関係者が、災害時にため池の被災情報を迅速に共有し、国による的確な支援や緊急時の効率的な点検の実施等に必要な「ため池防災支援システム」の保守運用を行います。

3. 非常時対策
国が策定した非常時対応のための行動計画に基づく災害応急用ポンプ等の運搬、運転、点検、整備、保守を実施します。

<事業実施主体>

国（国費率：10/10）

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1、2の事業）

農村振興局防災課（03-6744-2210）

（3の事業）

設計課

（03-3502-6094）